

議第145号  
令和4年度滋賀県一般会計補正予算(第5号)

第2表 債務負担行為補正

1 追加

番号	事項	期間	限度額
408	「令和の時代の滋賀の高専」設置事業 (造成実施設計業務)	令和5年度	26,400千円
409	「令和の時代の滋賀の高専」設置事業費補助 [PFIアドバイザー業務]	令和5年度から 令和6年度まで	49,500千円
410	滋賀県営都市公園(彦根総合スポーツ公園に限る。)管理運営委託	令和5年度から 令和9年度まで	843,600千円
411	滋賀県立長寿社会福祉センター(福祉用具に関する業務に限る。)管理運営委託	令和5年度から 令和7年度まで	150,321千円

2 変更

番号	事項	補正前		補正後	
		期間	限度額	期間	限度額
8	選挙公報作成配送業務	令和5年度	16,873千円	令和5年度	24,473千円
37	県営農道整備事業	令和5年度から 令和6年度まで	390,000千円	令和5年度から 令和6年度まで	594,000千円
335	滋賀アリーナ整備事業 [PFIによる設計・建設・管理運営業務]	令和5年度から 令和18年度まで	141,993千円	令和5年度から 令和18年度まで	298,084千円

## 議第167号

**指定管理者の指定につき議決を求めることについて**

上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

---

**指定管理者の指定につき議決を求めることについて**

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立長寿社会福祉センター（福祉用具に関する業務に限る。）
- 2 指定管理者 滋賀県草津市笠山七丁目8番138号  
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会  
会長 渡 邊 光 春
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議第167号  
指定管理者の指定につき議決を求めることについて

## 指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:健康寿命推進課)

1	施設名	滋賀県立長寿社会福祉センター（福祉用具に関する業務に限る。）		
2	施設の概要	敷地面積 23,860.21 m <sup>2</sup> 延床面積 1,493.42 m <sup>2</sup> 施設構造 RC造 2階建		
		施設内容 (所在地) 草津市笠山七丁目8番138号 (設置目的) 明るく活力ある長寿社会づくりを推進するとともに、高齢者や障害者に適合した福祉用具の普及を通じ、自立と社会参加の促進および介護者の負担軽減を図る。 (設置年月) 平成9年1月		
3	募集概要	募集方法	公募	
		募集要項配布期間	令和4年8月12日 ～ 令和4年10月5日	
		申請受付期間	令和4年8月12日 ～ 令和4年10月5日	
		指定期間	令和5年4月1日 ～ 令和8年3月31日(3年間)	
		管理業務内容	(1) 福祉用具等の展示および普及 (2) 福祉用具に係る利用者の相談に基づく改造および製作ならびに技術の開発 (3) 福祉用具に係る技術についての関係機関等に対する指導 (4) 施設および設備の維持管理に関する業務 等	
	管理料参考額	150,321,000円（消費税および地方消費税を含む。）		
4	応募状況	申請者		
		所在地	名称	グループの構成 (グループ申請の場合)
		滋賀県草津市笠山七丁目8-138	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	
		合計 1 者		
5	審査の概要および結果	審査方式	滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会において、申請書類の内容について、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、あらかじめ定めた審査基準に基づき総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定する。	
		選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	植松 潤治 (滋賀県障害児者と父母の会連合会会長) 河津 拓 ((一社)滋賀県作業療法士会理事) *津止 正敏 (立命館大学産業社会学部教授) 前野 奨 (特定非営利活動法人滋賀県脊髄損傷者協会理事長) 森田 淳一 (日本公認会計士協会京滋会理事)	
		審査基準	別紙参照	
		審査経過	第1回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和4年6月30日 (内容) 指定管理者募集要項および審査基準についての検討 第2回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和4年10月14日 (内容) 申請者からのプレゼンテーション、審査および指定管理者の候補者選定	

	指定管理者の候補者	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会																															
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p><b>【評価結果】</b></p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>選定基準1</th> <th>選定基準2</th> <th>選定基準3</th> <th>選定基準4</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会</td> <td>7.6/10</td> <td>32.0/45</td> <td>15.6/25</td> <td>11.8/20</td> <td>67.0/100</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※点数は各委員の平均値 (100点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>E委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会</td> <td>71</td> <td>63</td> <td>61</td> <td>78</td> <td>62</td> <td>335</td> <td>65.3※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：最も高い採点をした委員と最も低い採点をした委員を除いた他の委員の平均値</p> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会</td> <td>150,321,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【選定理由】</b></p> <p>県民の公平な利用の確保や施設の効用を最大限に発揮させること、管理に係る経費の縮減、安定した管理運営能力の4つの基準に基づき審査を行った結果、委員会にて目安とされた点数を上回る評価を得た。</p> <p><b>【指定管理者選定委員会の概要】</b></p> <p>(委員) 管理経費の縮減について、長寿社会福祉センターと光熱費は一つのメーターで管理されているのか。個別メーターを入れて経費削減してはどうか。</p> <p>(申請者) 電気代は制度上、メーターを一つしか入れられないので長寿社会福祉センターと面積按分している。指定管理者に決まった場合は、ご指摘を踏まえ、できる方法を検討し、縮減に努めたい。</p> <p>(委員) 生活福祉資金の純資産が前年度より180億円程度減っているが、福祉用具センターの運営に影響するものではないか。</p> <p>(申請者) 生活福祉資金は生活困窮者への特例貸付事業によるものであり、福祉用具センターの運営に影響するものではない。</p> <p>(委員) 抱え上げない介護の研修は、介護職員等、専門職だけが対象のものか。機械やリフトが入ることを不安に思う利用者もいるので、できれば、利用者も研修対象者に入れてもらいたい。</p> <p>(委員) 福祉用具センターで用具の改造製作を行うことで、利用者にとって業者に直接依頼するよりも低コストになることが期待できる。外部の事業者には工作室を利用してもらう方法も取り入れてはどうか。</p> <p>(申請者) 改造製作に高コストが見込まれる場合は、既製品の利用や公的制度の活用等で対応できないか、情報収集もしながら対応していきたい。ご提案いただいた外部事業者の工作室利用については、安全面や責任の所在を県とも確認しながら検討したい。</p> <p>(委員) 令和3年度の改造製作の実績は7件となっているが、改造製作に係る相談や依頼はそれ以上にあったのか。</p> <p>(申請者) 実際の改造件数が7件。相談は他にもあったが、相談を聞く中で、介助方法を変更することや既製品で対応できて改造する必要が無かったケース等があった。</p> <p>上記の結果、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会を指定管理者の候補者として選定した。</p>	申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	合計	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	7.6/10	32.0/45	15.6/25	11.8/20	67.0/100	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	71	63	61	78	62	335	65.3※	申請者	提示額	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会
申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	合計																												
社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	7.6/10	32.0/45	15.6/25	11.8/20	67.0/100																												
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																										
社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	71	63	61	78	62	335	65.3※																										
申請者	提示額																																
社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	150,321,000円																																
審査結果																																	

別紙 《滋賀県福祉用具センター指定管理審査の基準》

選定基準 (条例第11条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点	計
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること (1号)	・公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	・県立施設として県内全域を対象とした事業展開が可能であるか ・手続の公平性が保たれているか ・利用者への福祉的配慮を持った慎重な対応が可能であるか	・事業計画書 (運営方針) (運営計画)	10	
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること (2号)	・施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性	・施設の設置目的を理解しているか ・県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか ・事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか	・事業計画書 (運営方針) (運営計画) (実施体制表) ・収支計画 ・付属資料	7	45
	・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	・利用拡大の取組内容は適切か ・地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか ・対外的な情報提供(広報等)、情報発信は適切か		10	
	・サービス向上を図るための具体的手法および期待される効果	・サービス向上のための取組内容は適切か ・募集要項に示した内容への提案は適切か ・全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか ・県民ニーズの把握やその対応策が適切か ・利用者等からの苦情処理対応は適切か ・自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか ・実施事業について、施設の特徴を活かした質の高いサービスを提供し、令和5年度から円滑に実施可能であるか		13	
	・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	・求めている実施水準が実施計画書で提案されているか ・施設管理、安全管理は適切か ・維持管理は効率的に計画されているか		5	
	・施設の設置目的を達成するために必要な専門性が確保されているか	・事業実施に必要な専門職員が確保されているか ・事業実施にあたり、相当の知識および経験を有する者を従事させ、高齢者福祉や介護等に関して、専門的技術を確保できているか		10	
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること (3号)	・施設の管理運営に係る経費の内容	・県が示した管理料の参考額をどの程度下回っているか ・管理費の縮減に向けた取組が具体的に示されているか、妥当であるか ・具体的な収入確保の計画があるか、実効ある取組が期待できるか	・事業計画書 (経費見積額) ・収支計画	25	
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること (4号)	・収支計画の内容、適格性および実現の可能性	・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか ・収支計画の実現可能性はあるか	・事業計画書 ・収支計画 ・団体概要書 ・定款 ・登記事項証明書 ・財務諸表等	20	
	・安定的な運営が可能となる人的能力	・職員体制は十分か ・職員採用・確保の方策は適切か ・職員の指導育成、研修体制は十分か			
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	・財務状況は健全か			
	・その他適切な管理を行うための能力	・個人情報保護の取組は適切か ・情報公開への対応は適切か ・環境への配慮が具体的に示されているか ・防災、防犯その他緊急事態に対応する体制がとれるか			

## 団 体 概 要 書

項 目	内 容	
事業者（法人、団体）名	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	
代表者職・氏名	会長 渡邊 光春	
団体の所在地	滋賀県草津市笠山七丁目 8 番138号	
設立年月日	昭和27年 5 月26日	
資本金	3, 0 0 0 千円（令和4年10月1日現在）	
従業者数	令和4年10月1日現在	8 1 人
主たる業務内容	<p>同会は、滋賀県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達および社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的に、以下の事業を実施する。</p> <p>同会が目指す地域福祉とは、だれもが「おめでとう」と誕生を祝福され、「ありがとう」と看取られる人間的共感にねざした共生社会であり、その実現のため「ひたすらなるつながり」の理念のもと不断の地域福祉実践を行うこととしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉を目的とする事業の企画および実施</li> <li>2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</li> <li>3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成</li> <li>4 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する業</li> <li>5 1 から3 までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</li> <li>6 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成および研修</li> <li>7 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導および助言</li> <li>8 市町社会福祉協議会の相互の連絡および事業の調整</li> <li>9 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡</li> <li>10 共同募金事業への協力</li> <li>11 滋賀県福祉人材センターの業務の実施（福祉人材無料職業紹介事業を含む）</li> <li>12 権利擁護事業</li> <li>13 生活福祉資金貸付事業</li> <li>14 高齢者の生きがいづくり、健康づくりの推進ならびに指導者等の育成に関する事業</li> <li>15 縁共生の場づくりを目的とする事業の企画および実施</li> <li>16 法や制度の狭間にある生活課題への支援に関する事業の企画および実施</li> <li>17 生きづらさを抱えた人と地域との架け橋となる事業の企画および実施</li> <li>18 滋賀の福祉人（ふくしじん）づくり事業の企画および実施</li> <li>19 縁共生を目的とする、住民、特定非営利活動法人、社会福祉法人、団体、企業等との共働事業の企画および実施</li> <li>20 滋賀県立長寿社会福祉センターの指定管理事業</li> <li>21 滋賀県福祉用具センターの指定管理事業</li> <li>22 介護福祉士等修学資金貸付事業</li> </ol>	

	<p>23 保育士修学資金貸付事業</p> <p>24 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業</p> <p>25 その他法人の目的達成のため必要な事業</p>
類似施設の管理に関する過去の業務実績	<p>滋賀県立長寿社会福祉センターの指定管理実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間</li> <li>・平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間</li> <li>・平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間</li> <li>・令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間</li> </ul>
特記事項	<p>滋賀県福祉用具センターの現在の指定管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間</li> <li>・平成23年4月1日から平成25年3月31日までの2年間</li> <li>・平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間</li> <li>・平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間</li> </ul>

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名:健康寿命推進課】

(単位:千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	指定管理料総額(債務負担行為額)			増 減		今回の指定による効果の概要		
				うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	令和4年度 一般財源 D	増減 C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他	
滋賀県立長寿社会福祉センター(福祉用具に関する業務に限る。)	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	公募	3	150,321	150,237	50,079	53,929	△3,850	福祉用具を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、管理業務仕様書の見直しを行ったことにより、新たなニーズへの対応が期待できる。	今回、指定管理者として指定する事業者は、県立長寿社会福祉センター(福祉用具に関する業務を除く。)の指定管理者でもあり、一体的な運営が可能となるため、管理運営の効率化が期待できる。	